

～子の看護休暇・介護休暇 時間単位での取得が可能に～

川東社会保険労務士事務所・KCサポート株式会社

＝季節のコラム＝

3月と言えば「ひな祭り」。甘酒やひなあられ、そして菱餅が欠かせませんね。

ひし形の形をしているので「菱餅」ではなく、もともと宮中で正月に食べられていた菱葩餅(ひしはなびらもち)が起源とされているからだそうです。菱形になったのは、江戸時代初期のことで、当時は、菱の実を入れた白い餅に緑の蓬餅を組み合わせたものでした。

明治時代になって、山梔子(さんしし。クチナシの実)で色を付けた赤が入って、三色になったとか。

雪の下から新しい緑が芽吹き、桃の花が咲く情景を表していると言います。美しい食べ物ですね。(事務局:鹿島)

★ご案内★

人事労務等のご相談がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

☎ 06-6941-7113
fax 06-6941-7114
営業時間
9:00～18:00
土日祝休み

1、施行は2021年1月

「病院に寄ってから出勤したいけれど、半日の休みは必要ない……」「急なお迎え要請で、少しでも早く帰りたい……」そんな育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得できるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、時間単位で休暇を取得できるようになりました。

2、制度導入のポイント(厚労省Q&A 参考)

- ここで制度導入のポイントをお知らせします。
- 1、「分」単位で看護・介護休暇を取得できる制度を既に導入している場合は、法を上回る内容になっているため、別途、時間単位で取得できる制度を設ける必要はない。
 - 2、時間単位での看護・介護休暇を取得する場合の「時間」は、「1日の所定労働時間数未満の時間」とし、1日の所定労働時間数と同じ時間数の看護・介護休暇を取得する場合には、日単位での看護・介護休暇の取得として取り扱う。
 - 3、「中抜け」による時間単位での取得を既に認めている場合、法を上回る望ましい取扱いであるため、改正後に「中抜け」を想定しない制度に変更する必要はない。
 - 4、フレックスタイム制度のような柔軟

改正のポイントは以下のとおりで、施行は2021年1月からです。

- ① 半日単位の取得だったのが、時間単位での取得が可能となります。
- ② 1日の労働時間が4時間以下の労働者は取得できなかったのが、今回からは、すべての労働者が取得可能となります。

- な労働時間制度が適用される場合は、時間単位労働者であっても、申出があったときには、時間単位で看護・介護休暇を取得できるようにしなければならない。
- 5、労働者にとって不利益な労働条件の変更になる場合は、労働契約法の規定により原則として労使間の合意が必要になる。
 - 6、制度の弾力的な利用が可能となるよう配慮することが求められる。
- ★状況によっては、就業規則や規程の見直しも必要となります。



3、お知らせ

一部のお客様にはお伝えしておりますが、当事務所は今年の5月にもう一つの社労士事務所と合併し、社会保険労務士法人を設立することとなりました。

4月に入りましたら、改めて挨拶状をお出しする予定しておりますが、事務所も現在の場所よりほど近いところに移転が決まりました。なお担当等、変更はございませんので、ご安心ください。



★事務所・所長の近況★

<2月>

- ・2月というのに暖かく、なんだか拍子抜けしてしまいそうですね。上記にも記載しましたが、移転先がやっと決まりましたので、法人設立、引っ越しの準備を始めました。やる事が多くて、大変です!!
- ・後半は例のコロナウイルスの影響で、3月の研修や食事会などのキャンセルの連絡がきて、かなりの予定が変更となりました。
- ・そして、スギ花粉の季節。2つの意味でマスクが必須となっています。皆様もご注意ください。

※ 当事務所が保有する個人情報、当事務所が 販促サービスでの利用を目的とし、その他には個人情報を利用いたしません。今後このようなサービス(DM等)が不要な場合には、お手数ですが、当事務所までご連絡下さいますようお願い致します。

★ 所長(かわひがし)プロフィール ★

- 大阪府守口市出身。生粋の大阪人です。
- 年齢はナイショですが、機動戦士ガンダムの世代(ファースト)です。(大体分かりますね)
- 前職は、病院で臨床検査技師を10数年しており、途中で社会保険労務士をめざし、勉強してやっと資格をとりました。
- 事務所を守口市に構えてから、1年後には、大阪市中央区に移転し、現在の事務所に8年ほど前に移っております。
- 独立してからは10年以上になりましたが、少しは貫禄(?)がでてきていいのと思う今日この頃です。(まだまだですが)
- これからも、皆様のご相談に親身に乘らせていただきたいと思っています。よろしくお願いたします。

事務所へのアクセス



天満橋(地下鉄谷町線・京阪線)より徒歩6分
〒540-0036
大阪市中央区船越町2-1-5 吉見ビル2F
併設 KCサポート株式会社